

情報公開用

令和4年度第3回

江戸川区都市計画審議会

議事録

江戸川区都市開発部

令和4年度第3回江戸川区都市計画審議会

日 時：令和5年3月20日（月）午後1時30分から午後2時30分

場 所：グリーンパレス5階孔雀

出席者：委 員 大村謙二郎、石井恒利、田口浩、上野達、高木秀隆
竹内進、榊秀行、小俣則子、臼池啓明、野呂瀬亮一
横山巖、井桁秀夫、岩楯重治、渡邊辰雄、関口孟利
金本成叔、石田和男、佐藤理恵、中村由美、山下大輔
以上20名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、土木部長、まちづくり調整
課長、建築指導課長、施設課長、学校建設技術課長

欠席者：有田智一、小久保晴行、松本勝義、武松伸人 以上4名

傍聴者：2名

議 案：1.開会

2.諮問案件審議

諮問第11号 江戸川区景観計画の改定について

諮問第12号 特定生産緑地の指定について

【報告事項】 鹿骨地域農の風景育成地区の指定について

3.閉会

4.事務連絡

議 事

事務局： 皆さま、本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
(都市開発部長)

ただ今から令和4年度第3回江戸川区都市計画審議会を始めさせていただきます。私、都市開発部長の眞分と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、諮問案件2件、報告事項1件を予定しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

次に、今回新たに委員をお引き受けいただきました方をご紹介させていただきます。大変恐縮ではございますが、自席でお立ちいただきたいと思っております。

行政から、小松川警察署長臼池委員でございます。

臼池委員： 臼池です。よろしくお願いいたします。

事務局： ご紹介は以上でございます。
(都市開発部長)

これからの進行は、大村会長にお願いしたいと思っております。大村会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長： はい。皆さん、こんにちは。それでは、審議に入らせていただきます。

まず、審議会の成立についてでございますが、本日、20名が出席、4名の欠席です。江戸川区都市計画審議会条例第6条により、委員の過半数をもって議事を決することになっておりますので、審議会は成立しております。

次に、議事録署名委員として、石田委員、佐藤委員、このお2人をお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございますが、事務局、傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局： はい、2名いらっしゃいます。
(都市計画係長)

会 長： それでは、部屋に入ってもらってください。事務局のほうから配布資料の確認をお願いいたします。

事務局： それでは、配布資料についてご確認をさせていただきます。議案書につきましては、資料1、資料2を既にお送りをさせていただいております。議案書がお手元にない方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでお知らせいただければと思います。

その他、次第、名簿、それと席次表を机上に配布させていただいております。

それから、鹿骨についての農の風景育成地区の構想図につきましても、机上のほうにお配りさせていただいております。

配布資料については、以上でございます。

会 長： それでは、審議に入らせていただきます。

諮問第11号について審議をしたいと存じます。事務局、説明をお願いいたします。

事務局： それでは、ご説明してまいります。議案書は資料1でございます。スクリーンのほうでご説明をまいります。諮問第11号、江戸川区景観計画の改定についてでございます。

景観計画の変更にあたりましては、景観法第9条第2項および第8項の規定に基づきまして、都市計画審議会の意見を聞くこととされておりますので、今回諮問をするものでございます。

こちらの改定案につきましては、2月15日から2週間の意見募集を行いました。

まず、景観計画とはでございますが、景観法第8条に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るための法定計画でございます。江戸川区では、平成23年に景観計画を改定し、景観行政団体となっております。

江戸川区景観計画では、地域特性やテーマを示す「大景観区」と、区民主体の活動による取組み「小景観区」を体系の2本の柱に据え、総合的な景観づくりを進めております。

景観計画は、江戸川区の共生社会ビジョン及びSDGsビジョン、都市計画マスタープランを上位計画としておりまして、また、東京都景観計画や江戸川区みどりの基本計画との整合を図っております。

大景観区では、区の顔となる河川や親水公園、駅、農地などを軸・拠点とし、地域特性ごとに色彩基準などの景観形成基準を定め、建築物、工作物等を対象とした届出制度を活用して景観形成を進めております。

今回の改定の背景、目的ですけれども、江戸川区景観計画は、策定から10年を目途に見直しを行うこととされてございます。この間、東京都や江戸川区の上位計画、関連計画の改定が行われまして、区内のまちづくりも進捗（しんちよく）しております。

また、景観計画を運用する中で、色彩基準に関する再検討を行ってきたこともございまして、見直しを行うこととなりました。

この景観計画の改定に当たりましては、令和元年からこれまで、学識経験者4名と区民委員3名の方々による江戸川区景観審議会にて計6回の審議をまいりまして、まとめたものでございます。

今回の改定に当たっての方針は、スクリーンにお示した6つでございます。方針1が都市計画マスタープランの改定に伴う変更、方針2が東京都景観計画の改定に伴う変更、方針3、色彩基準の変更、方針4、届出対象規模の変更、方針5、景観重要資産

の追加指定、方針6、時点修正等でございます。方針6については、図やデータの更新、頂ずれの修正など、事務的に進める内容でございますので説明のほうは省略させていただきます。

まず、方針1、都市計画マスタープランの改定に伴う変更についてでございます。主に3点ございます。

1点目は、大景観区の地域区分を都市計画マスタープランの地域区分に合わせて、葛西地域を北部と南部に区分をいたします。これまで葛西地域で1つとなっていた方針についても、それぞれの地域特性に合わせて見直しをいたします。

2点目は、各種事業による、街並みの変化を捉えての景観形成の方針を更新いたします。方針を例示しておりますが、区役所本庁舎移転後の跡地活用ですとか、大型施設の将来的な方向性、JR小岩駅の再開発事業などを踏まえた文言を追記してございます。

3点目として、アート等の活用により、地域のシンボル性を高めた景観形成を進めることを追記してございます。アート等の活用につきましては、駅や親水緑道に設置されているオブジェやモニュメントを想定してございます。また、民間の建物ですとか敷地内においても、オブジェ等の設置により、にぎわいを創出することも考えられます。

続きまして、方針2、東京都景観計画の改定に伴う変更です。

東京都景観計画は平成30年に改定されまして、「夜間における景観の形成に関する方針」が追加されております。現行の景観計画では、過度な明るさの照明等の抑制という面では記載がありますが、活用という観点では方針をお示ししてございません。

今回、3つの基本方針を追記いたします。1点目は、地域の魅力を演出する活用の観点、2点目は、道路や公園などの必要な明るさを確保するという観点、3点目は、動植物への配慮や省エネに関する観点、また、景観軸・拠点、一般地域ごとに方針をお示しいたします。

スクリーンには、例としてお示ししておりますが、駅の景観拠点の場合、商業施設がある建築物では周辺環境と調和しながら、効果的なライトアップにより、にぎわいを演出することなどを方針としてございます。夜間照明やライトアップの活用の事例としましては、タワーホール船堀のライトアップですとか、JR小岩駅前のイルミネーションなどが挙げられると考えてございます。

続いて、方針3、色彩基準の変更についてでございます。こちらの変更につきましては、主に2点ございまして、1点目として、強調色、アクセント色の導入でございます。

まず、用語の説明をさせていただきます。外壁基本色は、全体のイメージを左右するベース色になります。外壁の5分の4以上

を占める色彩で、建築物全体の印象を決定付ける重要な要素です。外壁強調色は、配色の質を高めるために用いる色で、外壁に表情を付ける場合など、主に外壁基本色よりも低明度の色彩のことを指し、面積は外壁の5分の1以下に抑えております。

最後にアクセント色は、シンボル効果や、にぎわいを与える色で、外壁基本色および外壁強調色以外の色彩を指します。本区では、これまでアクセント色につきましては導入をしておりませんでした。

こちらは、赤色系の色相を例にご説明をいたします。赤枠内が外壁の基本色になります。それから、続いて、黄緑色の枠内が外壁の強調色、そのどちらにも属さない青色の枠内がアクセント色の範囲になります。

次に、実際の制限についてご説明をいたします。

こちらは、現在の本区の色彩の基準になります。景観軸、拠点ごとに色彩基準を定めております。現在の本区の色彩基準では、上から2段目の「幹線道路沿道や駅周辺の商業地に指定する色彩基準B」と、一番下段の「東京都の基準に合わせた大規模な建物に適用される色彩基準D」でのみ外壁強調色が使用できますが、その他の地域では、外壁基本色以外使うことができないこととなっております。

変更案といたしましては、全ての区域で外壁強調色とアクセント色の使用を可能といたします。これまで使用することのできなかった強調色やアクセント色が使用できるようになります。強調色の使用範囲は5分の1以下とし、アクセント色につきましては、20分の1以下の範囲で使用可能といたします。

また、色彩基準の適用除外事項につきましては、地域のランドマークになっているものや、良好な景観形成に貢献するものについては、景観審議会に意見聴取の上で色彩基準の適用除外をできることといたします。

続きまして、方針4、届出対象規模の変更についてでございます。届出対象規模の変更は、開発行為に対する変更でございます。開発行為とは、宅地を分割して道路を配置することや、農地を宅地に転用することなどをいいます。現行の景観計画では、500㎡以上の開発行為を届出対象としておりますが、指導内容の重複ですとか、届出者の負担などを勘案いたしまして、開発行為に対する届出対象規模を3,000㎡以上といたします。

この変更理由でございますが、一つは景観形成基準では、小規模開発に対する審査項目がほとんどないという現状がございます。2つ目といたしましては、緑化に関する制限が区の住宅整備条例でもかかってございまして、指導内容自体も重複していることが

らでございます。

次に、届出対象規模に満たない建築物に対しましても、街並みにそぐわない色彩等の建物が増加すれば、将来的に景観を阻害するという想定されますので、届出対象や色彩基準の遵守義務とはしませんけれども、努力義務として周辺環境への調和に努めるものとし、色彩基準への適合を誘導してまいります。

最後に、方針5、景観重要資産の追加指定についてです。景観重要資産とは、公共施設や建物、樹木など、地域のシンボルとなる資源で、保全、活用が必要なものや既に地域特有の財産になっているものを指定し、保全、活用、整備などを積極的に進めていくものです。本区では、都や区の指定文化財や登録文化財につきましても、景観重要資産に指定をしていくこととしてございます。

景観重要資産につきましても、公共施設、建造物、樹木の3種類がありますけれども、公共施設のうち、新左近川親水緑道の区域については、もともと指定がございましたが、位置付けが変わりましたので改めて指定をいたします。

また、常燈明と天祖神社のイチョウの2件につきましても、区の指定文化財、登録文化財に指定されていることから、今回の改定に合わせて指定することといたしました。

こちらは、今回追加する景観重要建造物および樹木の位置図と写真でございます。天祖神社のイチョウにつきましても、境内に2本並んでございまして樹齢は300年以上とされております。高さは25mで、区内のイチョウでは最大のものとなっております。常燈明につきましても、小岩の宝林寺にございまして、もともとが小岩市川の渡しに建造されたもので、建造から200年近く経っておりまして、昭和9年に現在の宝林寺に移されたものでございます。

最後になりますが、今後のスケジュールでございます。本審議会の後、3月24日に開催の景観審議会にも改定のご報告をいたします。その後、4月より改定、運用開始を予定してございます。

景観計画の改定については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。それでは、ただ今の議題につきまして、ご質問やご意見をお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇です。よろしくお願い致します。パブリックコメントを取られたということで、具体的にどんな内容が出たのか教えていただければと思います。

会 長： 事務局のほうからお願いいたします。

事 務 局： パブリックコメント、区民意見の募集につきましては4件ござ

(都市計画課長)

いました。特に、反対という意見はございませんで、賛成という意見で2件、素晴らしいと思いますとか、色彩基準に関しましては、現行計画が色彩の基準が厳しいということで、本改定の案に基づいて早急に改定していただきたいというふうな意見でございます。その他、景観計画とはまた違う観点で、その他の意見も2件ほど頂いています。

以上でございます。

〇〇委員： ありがとうございます。具体的には、パブリックコメントで出された意見は公表されるのかということなんですが、公表、いつごろされるのでしょうか。

会 長： お願いいたします。

事務局： (都市計画課長) パブリックコメントで頂いた意見につきましては、こちらの景観計画が4月1日の改定を予定しておりますので、改定に合わせて公表してまいりたいと思います。

以上です。

〇〇委員： ありがとうございます。江戸川区の街並みがとてもきれいになるということには賛成です。

一つ、この概要版には出てこなかったんですけども、本文の135ページぐらいにわたっているのを開きますと、各地域が、小岩地域、鹿骨地域、東部、そして葛西南部というふうにいる分かれているんですが、そこに今回見直しに当たって都市マスタープランの改定に伴う変更ということが第1の方針に書かれているんですが、その中に江戸川の沿川、また、荒川の沿川について、高規格堤防が位置付けられています。私たち、都市マスタープランが改定された平成30年の時、高規格堤防に対して、実際にもっと気候危機に合わせた具体的な現実的な堤防強化や治水対策といいますが、災害対策が必要なんではないかということで、高規格堤防が幾つかの区域でこれまで、いわゆる事業化が進んで、実際には、江戸川区が進めている高規格堤防は、そこに住んでいる人たちをいったん動かして、また戻ってくる、平井でも北小岩でも半分ぐらいしか戻ってこられないという住民にとってはとても重い負担になっているということや、進捗状況も、江戸川では3.1%、荒川では1.4%と言って、何十年かたってもそれまでしか進まないという点では、もっと違う工法が必要なんではないかという意見で、都市マスタープランには反対したんですね。大本の都市マスタープランには反対している立場です。

ただ、景観計画の改定ということでは反対はしませんが、そういう中身は、いろいろな問題が入っているなということを思いながら、意見として言わせていただきました。ありがとうございます。

会 長： ありがとうございます。ご意見ということでお伺いしておきます。他にご質問は、はい、どうぞ。

〇〇委員： 〇〇です。方針2の夜間景観について、ちょっとだけ気になったのが2点ほど、質問というか、本当にちょっと気になったぐらいのことなんですけど、環境に配慮した夜間照明ということなんですけども、ちょっと2点気になりまして、1点目が電気代ってどうなのかなと思ったんですよね。やっぱり、近年、電気代がどんどん上がってきていて、これからも上がるかもしれない、なのに、夜、電気をつけるというのは、ちょっと電気代が気になるなと思ったんです。そうしたら、もしかしたら、何かより、あまり電気代がかからないタイプの照明とかを使うということも考えられるのかなと思ったんです。

それから、2点目が、夜間、そして、照明となると、気になったのは虫ですね。特に、夏、夜にそういう明かりをつけていると虫が寄ってくるんですよ。うちの家もそうなんですけど、虫って小さいものじゃなくて結構大きい虫とか、あと、セミとか、その照明めがけてすごいずっと虫が寄ってくるんですね。そうすると、虫が怖い人とかにとっては、やっぱり、そこに書いてあるみたいに、安全・安心に過ごせる良好な夜間の景観づくりとかじゃないですね。あそこ虫がいっぱいいるから怖いから、ちょっと避けて通ろうみたいになりかねないかもしれない。そうしたら、やっぱり対策としては、何か虫が寄ってこないような、何か工夫とかすることは考えられるのかななんて思ったんです。

以上です。

会 長： 今のご質問について。

事務局： 夜間景観のことについてご質問ということでございますけれども、1点目は、まだ、これだけの電力が切迫している状況でというお話でございますけれども、この景観計画の中でも、夜間景観を活用する際には、例えば省エネ器具を活用するとか、再生可能エネルギーを活用するとか、そういったことの方向性をお示しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、動植物ですね。虫が発生するというのもございますし、また、照明があることによって動植物のほうの生育にも影響を与えるということもございますので、そういったことにも配慮していきましょうということは記載させていただいております。

以上です。

会 長： よろしいですか。はい、どうぞ。

〇〇委員： ありがとうございます。〇〇と申します。私も、夜間景観についての意見というか、思ったことを述べさせていただきます。

私は、夜間景観というのは、大変、魅力的で有用な施策じゃな

いかなと思っております。といいますのは、やはり夜、歩行する時に防犯になるというところが一つあるのかなと、そして、省エネに関しましても、今、昨今、熱量の問題は、大変、広く国民に話題になっているものだと思うんですが、今そういった建築の建材の照明機器の進展というか、能力、性能は著しいと聞いてございますので、その辺りを活用していただいて、そして、なおかつ、安心・安全に歩行できるような景観というのを検討していただきたいというのが1点意見でございます。

それから、また、もう一つなんですけれども、これ、ちょっと私不勉強で教えていただきたいんですが、色彩基準の変更についてというところで、この図示されている基本色のところに赤色の枠ですね、そして、また強調色がグリーンの枠ということであるんですが、この辺りの何か基本と強調の類いは個人的に分からないということと、あと、変更点のところのアクセント色というのをA～Dまで設けようというプランだと思うんですが、何かイメージ的にアクセント色というのは、この黄色い枠だと、1色ちょっとトーンが明るくて、明度があるんじゃないかなと思ったんですが、その辺りの基準のA～Dまで全部アクセント色を入れようね、導入しようねというところの試みについて、ちょっといま一度また説明していただければと思います。以上です。

会 長： じゃ、お願いいたします。

事務局： はい、1点目は、夜間景観の安全・安心への配慮ということについて、今回の景観計画については記載をさせていただいております。委員がおっしゃるように、やはり夜間景観の魅力というものもございますので、それは一定の環境や防犯とか、そういったことにも配慮しながら活用していきましょうということでございます。

それから、2点目の色彩の基準でございますけれども、先ほどご説明しましたとおり、基本色というのがまず建物の全体のイメージをつかさどる色、ベースの色になります。それに加えて、強調色というのがあるんですけれども、これも建物の顔となるような色彩ということになりますので、一定の基準の範囲で強調色というのが使えるようにしております。これは5分の1ということでございますけれども、それに加えて、アクセント色というのは、今このスクリーンのほうでは青い範囲とありますが、青い範囲ということは、要するに、どの色でも使えるということになります。

この目的とするところは、やはり建物に一定基準の色彩を使用することによって、周辺のにぎわいづくりですとか、建物の顔となる部分になりますので、そういったことで、こういったアクセ

ント色につきましても、20分の1ということでございますけれども、活用していただけるようにということで改定するものでございます。

以上です。

会長： よろしいですか。他には。もしなければ、お諮りしたいと思えます。いろいろなご意見が出たと思えますが、基本のご説明いただいたのではないかと思います。重要なお指摘があったと思えますので、景観審の計画策定の時に留意していただければと思えますが、では、お諮りしたいと思えますが、原案どおり可とすることで異議ございませんでしょうか。

一同： 異議なし。

会長： ご異議ないということで、では、この案で了承させていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして、諮問第2号につきまして、特定生産緑地の指定についてでございますけれども、これを審議したいと思えますので、事務局、議案の説明をお願いいたします。

事務局： 議案書の資料2でございます。スクリーンのほうでご説明をさせていただきます。
(都市計画課長)

諮問第12号特定生産緑地の指定についてでございます。こちらの諮問案件につきましては、都市計画の決定には当たりませんが、生産緑地法第10条の2第3項の規定によりまして、特定生産緑地の指定をする際は、都市計画審議会にて意見聴取を行うこととなっておりますので、委員の皆さまに指定に関してご意見を伺うものでございます。

簡単に、特定生産緑地制度についてお話をいたします。生産緑地地区は、指定後30年を経過いたしますと、いつでも買い取り申し出を行うことが可能となる反面、固定資産税が段階的に宅地並み課税になり、新たに相続が発生した場合の相続税納税猶予の適用につきましても受けることができなくなります。30年経過後も引き続き、税制上の特例措置を受ける場合には、30年を迎える前に特定生産緑地に指定することで税制上の特例措置を10年間延長することが可能となります。

江戸川区では、生産緑地地区の最初の指定を平成4年11月に行いましたけれども、こちらについては、約9割を超える特定生産緑地への申請をしていただきまして、指定後30年を迎えた令和4年11月に公示をしたところでございます。

こちらが現在の申請状況でございますけれども、江戸川区内の生産緑地全体の面積は34.1haで、そのうち申請対象なのが平成5年に指定した面積2.73ha、平成7年に指定した面積0.71haでございます。なお、平成6年に指定した生産緑地はござい

ません。

今回は、申請のありました平成5年指定のうち、0.3ha2地区、平成7年指定のうち0.42ha4地区について意見聴取をいたします。

なお、平成5年指定のうち、既に2.16haについては、当審議会に意見聴取済みでございます。

こちらが今回の意見聴取し、特定生産緑地に指定を予定している6地区の位置図でございます。

初めに、特定生産緑地番号326番、327番でございます。本地区は、東松本二丁目地内に位置しており、平成5年に指定されました。面積は、それぞれ326番が約1,900㎡、327番が約1,090㎡でございます。

こちらが326番の現場写真でございます。露地栽培をしております。

こちらが327番の現場写真です。露地栽培をしております。

次に、特定生産緑地番号337番でございます。本地区は、大杉五丁目地内に位置しており、平成7年に指定されました。面積は約610㎡でございます。

こちらが337番の現場写真でございます。ハウス栽培をしております。

続いて、特定生産緑地番号338番でございます。本地区は、南篠崎町二丁目地内に位置しております。面積は約3,000㎡でございます。そのうち、赤色で表示した平成7年指定の2,060㎡が今回の対象でございます。

こちらが338番の現場写真でございます。露地栽培でございます。

続きまして、特定生産緑地番号340番でございます。本地区は、西篠崎一丁目地内に位置しておりまして、平成7年に指定をされました。面積は約740㎡でございます。

こちらが340番の現場写真でございます。ハウス栽培をしております。

続いて、特定生産緑地番号341番でございます。本地区は、鹿骨三丁目地内に位置しておりまして、平成7年に指定をされました。面積は約770㎡でございます。

こちらが341番の現場写真でございます。ハウス栽培をしております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

会長： ありがとうございます。ただ今の説明につきましては、何かご質問やご意見がございましたらお受けしたいと思います。こ

れはいつもの定例的な案件でございますけれども、基本的に生産緑地制度が出来て30年たって、一斉に解除されてから宅地化がものすごい勢いで進むのではないかと危惧されたんですけど、それはなくて、みんな多くの場合、特定生産緑地に移行するという形で、江戸川区の場合は農の風景が一応守られるという仕組みになっているのではないかなと思いますけれども、よろしゅうございますかね。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員： すみません、ちょっと確認させていただきたいんですけども、平成4年度の頂いた資料の中の2ページ平成4年度指定1.91㎡は、結局、期限が過ぎて、ある意味では一定程度農地ではなくなる可能性が強いのかなと思います。今回の平成5年度のところにつきましては、申請する期限が11月かなと思うんですが、それまでまだ残っている9.9%の方たちについてなんですが、区としては、いろいろな努力をされていると思うんですが、どんな具合なんでしょうか。

会 長： ありがとうございます。今のご質問につきましてお願いいたします。

事 務 局： まず、平成4年指定については、前回もご質問があってお答えさせていいただきましたけれども、特定生産緑地にならないことで、即、農地でなくなるというわけではございません。これは先ほどご説明しましたように、買い取り申し出が出てきて、それで誰も農地として使用されないという場合には制限の解除という形になって、生産緑地ではなくなるという手続きがございます。

平成5年指定分につきましては、今お話ししたように、令和5年11月が最終の公示予定日になりますので、それまでに申請をしていただくんですが、当然、都市計画審議会にもお諮りをいたさなければいけませんので、次回が、7月ごろを予定してございますけれども、そこぐらいまでには申請をいただきたいと考えてございます。

今、こちらの残りの方々にも、お声がけをしながら、なるべく引き続きやっていただくようなお話はさせていただいているところでございます。

以上です。

〇〇委員： ありがとうございます。以前にも、農業関係者の方から、ちょっといろいろご意見をお聞きした時、区として基金をつかって、そういう基金に基づいて農地を守るという取組みをぜひしてほしいということも議会でも取り上げたところなんですけど、せんだっての予算特別委員会で、ほとんどの会派がやっぱり農地を残してほしいと、残すべきではないかという意見がたくさん出ていたんですね。ぜひ区としても、次の報告の中に農の風景ということが

報告されるんですけれども、ぜひ区としても農地を残す立場で頑張っていたきたいなと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。ご意見ということでお伺いしておきます。他にはいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員： 生産緑地につきましての関連なんですけれども、これは消防署長さんにどうしても伺わなきゃならないので、といいますことは、都市農業を行っている中で、農産物の残菜、私は枝豆を作っているんですけど、枝豆が、収穫後に葉っぱと茎、これを処分することができません、といいますのは、以前は畑で乾燥して燃やしたんです。病害虫もそれで消えたわけでございますけれども、東京都の条例でたき火みたいなものは全然駄目ということになっておりまして、私は地方へ行くたびにうらやましく思っているんですよ。もみ殻を燃やしたり、他の野菜も残菜は全部勢いよく燃やしているんですね。東京はできない。これは東京の生産緑地をせっかく指定していただいて、農業経営にいそしむと言いましても、こういう農産物の後の処理がうまくできないんですね。これが都市農業の最大のネックであると私は見ているんですけど。どうしたら残菜を燃やすことができるのか、1年に1回でも2回でも、そういうことがお許しができないものか。恐らく、農産物の枝豆の葉っぱや何かを燃やしても特別な公害という問題はないと思うんですけれども、そのところは、どういうふうに消防の皆さんはお考えなのか。東京都の条例の中で書き加えていると思うんですけども、お答えいただきたいと思います。

〇〇委員： すみません、ご意見ありがとうございました。どちらかというところ、われわれのほうといたしましては、公害というよりも火災のほうの観点から、裸火の使用といいますか、たき火はなさらないでくださいというようなことを、火災予防条例のほうで決まっているかと思っておりますので、どういった形で、例えば何か燃やしたりとか、たき火によって処理するとかということが、どういった形で可能かどうかというところは、ちょっと持ち帰らせていただいて、確認しないと分からないところがございますので、ご意見としてお伺いさせていただいて、また、何かの機会がございましたらご回答するような形でさせていただきたいと思います。

〇〇委員： ありがとうございます。東京の農業を続けますに、枝豆みたいに残菜が残るものは、農家の皆さんは敬遠しているんですね。小松菜みたいに残りが無いものを作るようにしている。やっぱり、そうすると、ナスとかキュウリとか残菜を処理しなきゃならないものは、東京の農業から消えていってしまう。これは残念なことだと思いますし、東京の大消費地の中で都民の皆さんに生鮮野菜

を提供する上においても、偏りがでてしまっているということは、私は困ることだと見ているんですけどね。

私は、枝豆を作った残菜は、仕方がないから穴を掘って埋めているんですよ。穴を掘って埋めるというのは、これは限界がありまして、病害虫の関係とか何かありまして、害はないんです。ですから、清掃業者に持っていってもらおうかなと思うと、これはまた大変な費用がかかってしまいますし、なるべく新鮮な、いい野菜を都民の皆さんに提供したいというのは、私たち農民の心意気ですから、そういう面からも、何か特段の場合ができればと思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

会 長： はい、〇〇委員、非常に貴重なご意見とご説明をありがとうございます。

他には、いかがでしょう。どうぞ。

〇〇委員： 今、先ほど、農地を残していくというお話がございました。これはまだ予算特別委員会でも、私どものほうから、やっぱり農地を農地として残していくことがとても大事だろうと、それは、農地を残していくことによって農の風景を守るということも第一ですし、あと、災害が起きた時にも、いろんな活用ができると、そういう意味から農地を農地として残してくれと。江戸川区も、これまで全く手をこまねいて何もしなかったわけではないんですけども、しっかりとした農地を農地として残していこうという政策をしっかりとやってきました。

しかしながら、なかなかやっぱりそれが宅地に変わっていくということが現状でございまして、なかなか残らない。じゃ、いいよ、次なる政策はかなりの資金がかかっていくんだけれども、いろんな視点から考えた時に、農地を農地として残して、農の風景を守るためには、それは今度からは、やっぱり江戸川区が農地を農地として買うということに踏み切っていくしか農の風景を守っていくにはないんじゃないかと。私たち自民党のほうからも、これをそろそろ考える時に来ているんじゃないかということは、この間、先般の予算委員会でも私自身が質問に立たせていただいて要請してきたところでございます。

農地を農地として買うということは、非常に多額の資金を要しますから、すぐに始められるわけではありませんけれども、これは、農地を公園として買う場合には、都市計画の資金が東京都から出て、しっかりとお金が付くものですから、財源の裏付けが付くので、公園として買うということは可能なんですけれども、やっぱり私たちとしては、公園として残すのではなくて、農の風景から言って、農地を農地として残していくべきだろうと、こういう視点で物事を考えておりますので、ぜひ今後、江戸川区に、当

局においても、しっかりこういう視点で、資金がかかりますけれども、ぜひ考えていくことをこの場でもご表明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。他には。どうぞ。

〇〇委員： ありがとうございます。私は、区民の1人として、ちょっと意見を申し上げたく存じます。

江戸川区以外でも、東京都の野菜というのは大変魅力的でして、消費者の1人として口に入れるという機会はなかなか難しい状況です。以前から、こういった農の風景のことを議題に上げていて感じることは、やはり〇〇先生も言っていたように、農のサイクルを一緒になってみんなで検討する時期に来ているのではないかと、単純に農の風景と言って、美しい言葉の下敷きには農の作業がやっぱり展開されている。ですので、そういった部分を丸ごと抱え込むような形で、農業教育のような、つまり、農の風景というのは、ただそこに点在していて、いいね、昔からあるから素敵だよ、江戸川区、魅力的だねというだけではなく、そこには運用しているんだよね、農業がこうやって日常に展開しているんだ、それが維持されていることなんだというところを、含めて区のほうが検討していくというところをやっていかないと、やはり高額ないわゆる維持するというところに、やはり区民だとかの納得とか、同意というものも難しいのではないかと思いますので、やはりおいしい食べ物で、身近で、こんな素敵なものが口に入るんだね、すごいよねというところを一緒になって検討するという時期に来ているのではないかなと思いました。以上です。

会 長： ありがとうございます。他にはいかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りしたいと思います。原案どおり可とするということによろしゅうございますか。ご異議ございませんでしょうか。

一 同： 異議なし。

会 長： それでは、原案どおり了承させていただきます。本日の審議会の諮問事項は以上でございます。

それでは、農の風景育成地区の地区指定について報告をお願いしたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

事務局： 続きまして、報告事項でございますけれども、鹿骨地域農の風景育成地区の指定について報告をさせていただきます。机上に構想図を配布してございます。こちらは、都市計画に定めるものではございませんけれども、農地を特色ある風景として守る取組みとして、東京都の制度による地区指定を4月1日より受けることになりま

したのでご報告をさせていただきます。

今、委員の皆さまからご意見を頂きましたけれども、まさに、ただ風景を守るということではなくて、農地を農地として守っていくための取組み、それを区だけでやるのではなくて、農家の方、それから、地区内にお住まいの住民の方と協力、連携して取組むということでございます。

まず、最初に、区内の農業の現状についてご説明をいたします。農地は都市にあるべきものとして、平成4年に生産緑地法が改正されてから30年が経過いたしまして、生産緑地自体の面積は微減にとどまっているものの、農地全体では6割以上が減少し、農家数自体も約半減と、減少の一途をたどっているところでございます。

一方、都市農地は、新鮮な農作物の提供、農業体験の場などの多様な機能を有するとともに、小松菜やアサガオなどの江戸川ブランドもでございます。本区の特色ある風景をつくるなどしておりまして、江戸川区の農の風景を守る施策がまさに必要になってきているということでございます。

そこで、今回の農の風景育成地区ですけれども、こちらの制度は、比較的まとまった農地などがある地域につきまして、将来にわたり農のある風景を保全・育成していく制度で、東京都が平成23年8月に創設した制度です。指定の要件としましては、農の風景が一体的に存在し、エリアのおおむね10%以上が農地であることとなっております。現在、都内では、世田谷、練馬、杉並、調布で5地区が指定されてございます。

今回は、区内でも比較的農地が多く集積しております鹿骨地域につきまして、農の風景育成地区に指定することといたしました。

指定の範囲といたしましては、鹿骨一丁目の全域および鹿骨二、三、四、五、六丁目、新堀一丁目の各一部を合計した約90.5haのエリアでございます。地区の約10.5%が農地でございます。地区内には、小松菜や花卉(かき)の生産に加えまして、JA東京スマイル、それから、東京都の農林総合研究センター、また、寺社仏閣ですとか、小中学校などもございまして、さまざまな機関、団体等が存在していることから、多様な主体との連携、取組みが可能であると考えてございます。

続いて、これまでの検討経過でございますけれども、農地の減少がなかなか歯止めがかからない状況におきまして、都市農地は、そこに住む人にとってもさまざまなメリットがあるということから、地域住民もさまざまな形で農の風景の保全に関わって、行政もその活動をサポートするという新しい取組みが必要と考えたものでございます。

そこで、昨年4月より、農家、それから農業関係者と区民による

ワークショップを立ち上げまして、これまで4回のワークショップと、それから、テーマ別検討会というものを開催してまいりました。また、農家訪問や、まちあるきなども行いながら検討を深めまして、地域の意見を踏まえて農の風景育成計画書を作成したものでございます。

計画内容についてご説明いたします。まず、スローガンについてでございますけれども、ここにありますように、「手をのばせばつながる～歴史と農の広がるまち鹿骨～」といたしました。こちらは、目標を共有するために地域の方々と一緒につくったものでございます。「手をのばせば」は、身近なものであるが行動しなければ触れられない、まずは「行動する」から始めよう。「つながる」は、鹿骨の歴史、地域、世代、実り、体験など、「広がる」は、まさに農地であります。そして空、そして人脈、未来、経験などを指してございます。地域の皆さんの思いが込められたスローガンとなっております。

続いて、取組みの方針です。農の風景育成地区の取組みの方針を4つにまとめてございます。農家を保全する機運の醸成や地域の魅力発信、農家のやりがいの向上と農地の保全・活用、地域と連携した農の風景を保全する取組みの展開、農と区民がふれあう機会の創出、拠点の整備ということでございます。今後は、ワークショップで頂いたアイデアを基に、地域連携の取組みをさらに展開してまいります。

机上の構想図にもお示ししておりますけれども、例えば地域連携による農家のサポートですとか、区内産花卉PRのための花の道づくりなどの取組みを考えてございます。

また、生業としての農業を尊重しながらも、農家の負担にならない形での区民がふれあう農業の拡充、この両者のバランスを取る必要があることを地域とも共有しながら進めてまいりたいと考えてございます。

今後の流れでございますけれども、地区指定の手続きとしましては、2月15日から2週間、意見募集を行いまして、その後、東京都に申請を行いました。そして、令和5年4月1日付で地区指定を受けるということで報告を聞いてございます。

地区指定後は、農の風景を守るための取組みを地域連携により進めてまいりたいと考えております。地区指定後の取組みといたしましては、イベント開催ですとか、情報発信、農を守る機運の醸成、区民ができるサポート活動を展開してまいります。また、地域連携による検討会、そういった組織も立ち上げていきたいと考えてございます。いずれにしましても、地域主体のまちづくりに向けた取組みを今後進めてまいります。

報告につきましては、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。今の報告事項につきまして、何かご質問やご意見ございましたら。

ちょっと確認なんですけど、これは東京都に認定してもらおうという形で、区が独自指定という形ではない。

事 務 局： 会長がおっしゃったとおりで、これは東京都の制度でございます(都市計画課長)して、区のほうから都に申請をして、都が指定をする制度です。

会 長： 助成の手当てというのは、どれくらいあるものなのですか。

事 務 局： 区が取組む、例えば、今回の計画を策定する取組みですとか、(都市計画課長)それから、今後、いろんな今、展開をしている取組みに関しまして、東京都のほうから補助金が出ます。上限は500万円で2分の1補助です。

会 長： 分かりました。ありがとうございました。

何か、ご質問ございますか。よろしゅうございますか。ぜひ、この制度が、計画して、江戸川区の農の風景づくりが進むといいと思いますので、ありがとうございました。

以上で今日の予定しておりました、以上でございますが、何か特にご発言ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、これで審議を終了いたします。最後に、傍聴者の方は、退室のほうをお願いいたします。

では、最後に事務局のほうから連絡事項がございますので、事務局お願いいたします。

事 務 局： 次回の審議会の開催についてご連絡でございますけれども、次(都市計画課長)回は先ほどお話ししました7月の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めてお知らせをさせていただきます。お忙しい中、大変恐縮でございますが、ご出席のほどをどうぞよろしくお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

会 長： それでは、皆さん、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。これで終わらせたいと思います。

一 同： ありがとうございました。

以 上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 大村 謙二郎

署名委員 石田 和男

署名委員 佐藤 理恵